

写

25文科ス第155号  
平成25年5月17日

各 国 公 私 大 学 長  
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長  
国 立 教 育 政 策 研 究 所 長  
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長  
各 都 道 府 県 知 事  
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長  
各 指 定 都 市 長  
独 立 行 政 法 人 国 立 青 少 年 教 育 振 興 機 構 理 事 長  
独 立 行 政 法 人 国 立 女 性 教 育 会 館 理 事 長  
独 立 行 政 法 人 国 立 高 等 専 門 学 校 機 構 理 事 長  
独 立 行 政 法 人 国 立 特 別 支 援 教 育 総 合 研 究 所 理 事 長  
独 立 行 政 法 人 教 員 研 修 セ ン タ ー 理 事 長  
独 立 行 政 法 人 日 本 芸 術 文 化 振 興 会 理 事 長  
独 立 行 政 法 人 国 立 科 学 博 物 館 館 長  
独 立 行 政 法 人 国 立 文 化 財 機 構 理 事 長  
独 立 行 政 法 人 国 立 美 術 館 理 事 長  
独 立 行 政 法 人 学 術 振 興 会 理 事 長  
独 立 行 政 法 人 科 学 技 術 振 興 機 構 理 事 長  
大 学 共 同 利 用 機 関 法 人 人 間 文 化 研 究 機 構 国 立 国 語 研 究 所 長

殿

文部科学省スポーツ・青少年局長  
久保 公 人

(印 影 印 刷)

文部科学省生涯学習政策局長  
合 田 隆 史

(印 影 印 刷)

文部科学省初等中等教育局長  
布 村 幸 彦

(印 影 印 刷)

## 第三次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」 について（通知）

このたび、子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号。以下「法律」という。）に基づき、別添のとおり、第三次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（以下「本計画」という。）を閣議決定しました（本年5月17日）。

これは、政府がおおむね5年ごとに策定するもので、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的方針を示すものです。

ついでには、貴職におかれましても、特に下記の点に留意して、各種施策のより一層の充実を図られるようお願いいたします。また、このことについて、域内の市町村教育委員会、市町村長、所管又は所轄の学校・図書館その他の教育機関及び学校法人、関係団体等に対しても、基本計画の趣旨・内容等について御周知いただくようお願いいたします。

### 記

#### 1. 市町村計画の策定率の向上

都道府県及び市町村は、法律第9条に基づき、子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画を策定するよう努めなければならないとされています。都道府県においては、既に全ての都道府県で計画が策定されていますが、市町村推進計画の策定率は、市は71.1%、町は41.0%、村は29.7%（平成23年度末）となっており、地域間における取組の差が大きいことが課題となっています。

本計画においては、おおむね5年後に、市にあっては100%、町村にあっては70%以上の市町村において市町村推進計画が策定されることを目標としています。

計画策定に向けた検討に着手していない市町村におかれては、地域の実情を踏まえた上で、計画策定に努めていただくようお願いいたします。また、既に計画を策定している都道府県や市町村は、子どもの読書活動の推進に関して可能な限り具体的な目標を設定し、その達成状況等に関して点検及び評価を行うよう努めていただくようお願いいたします。

#### 2. 不読率の改善

本計画においては、子どもの読書活動の状況を表すひとつの指標として、不読率を取り上げています。平成24年6月現在、不読率は、小学生は4.5%、中学生は16.4%、高校生は53.2%ですが、今後10年間で不読率を半減（平成34年度：小学生2%以下、中学生8%以下、高校生26%以下）させることを目標に、本計画においては、おおむね5年後に、小学生は3%以下、中学生は12%以下、高校生は40%以下とすることを目指しています。

様々な取組、普及啓発活動等を通じて、不読率が改善されるよう努めていただくようお願いいたします。

### 3. 地域における子どもの読書活動の推進

図書館は、地域における子どもの読書活動を推進する上で中心的な役割を果たしており、平成24年12月に改正された「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成24年文部科学省告示172号）等を踏まえ、充実した図書館サービスの提供、司書及び司書補の専門的職員の配置・研修の実施等に努めていただくようお願いいたします。

特に、公立図書館が未設置の市町村におかれては、図書館の設置に向けて積極的に取り組むこととし、既に設置している市町村におかれても、地域の実情に応じ、分館の設置や移動図書館の活用、公民館図書室等との連携により、当該市町村の読書環境の充実に努めていただくようお願いいたします。

### 4. 学校等における子どもの読書活動の推進

平成20年及び21年に公示された学習指導要領においては、学校図書館の計画的な利活用を図り、主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実することとされていることを踏まえ、所管の学校に対し、児童生徒が自主的に自由な読書を楽しみながら学校や家庭における読書習慣を確立し、更に読書の幅を広げる取組の実施を促すとともに、全ての教科等を通じて児童生徒の発達の段階に応じた体系的な読書指導を行うことについて指導していただくようお願いいたします。

また、学校図書館の機能強化を図るため、平成24年度から平成28年度までを期間とする「学校図書館図書整備5か年計画」を策定し、地方財政措置が講じられていることを踏まえ、古くなった図書の更新を含む学校図書館資料の計画的な整備を行い、本計画期間中に全ての学校図書館において学校図書館図書標準の達成に努めていただくとともに、学校図書館への新聞配備の充実に努めていただくようお願いいたします。

さらに、学校図書館法第5条及び附則第2項の規定に基づき、12学級以上の学校（小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校）には必ず司書教諭が配置されるよう必要な措置を講ずるとともに、11学級以下の未発令校においても有資格者が発令されるよう、現職教員における司書教諭資格の取得を促進していただくようお願いいたします。あわせて、学校図書館担当職員（いわゆる学校司書）の配置については、その有効性に鑑み、平成24年度より新たに地方財政措置が講じられていることを踏まえ、なお一層の配置充実に努めていただくようお願いいたします。

### 5. 「子どもの読書の日」を中心とする広報啓発の推進

法律第10条第3項において、国及び地方公共団体は、「子ども読書の日」（4月23日）において、同条第1項に示す趣旨（「国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高める」）にふさわしい事業を実施するよう努めなければならないとされています。このため、地方公共団体におかれては、「子ども読書の日」の趣旨を踏まえ、それにふさわしい事業の実施に努めていただくとともに、学校、図書館などの関係機関や関係団体との連携を図りながら、広く啓発広報に努めていただくようお願いいたします。

**【本件連絡先】**

文部科学省スポーツ・青少年局  
青少年課 企画係

TEL 03-5253-4111(内線3488)